

201301004B

厚生労働科学研究費補助金
政策科学総合研究事業

社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ
～被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究～

平成23年度～25年度 総合研究報告書

研究代表者 開原 久代

平成26（2014）年3月

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業

社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ

～被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究～

平成23年度～25年度 総合研究報告書

研究代表者 開原 久代

平成26(2014)年 3月

目次

I. 総合研究報告

被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究	1
開原 久代	

- 資料 1 23年度報告 英国の被虐待児治療センターSACCSの実践の調査研究
資料 2 25年度報告 豪州Lighthouse財団年長児のための治療的ファミリーホームの調査
資料 3 児童福祉研究No. 23, 2007 (兼井論文) 平成14年度末養育家庭センター廃止から現在まで

II. 研究成果の刊行に関する一覧表 38

III. 研究成果の刊行物・別冊 8冊別添付

1. 「里親と子ども」 Vol. 16, 2011年 明石書店
2. 「世界の児童と母性」 74号, 2013年 資生堂社会福祉事業団
3. 「里親と子ども」 Vol. 18, 2013年 明石書店
4. 「社会的養護における里親問題への実証的研究」
～養育家庭全国アンケート調査をもとに～ 2013年8月 福村出版
5. 「虐待を受けた子どもの愛着とトラウマの治療的ケア」
～施設養護・家庭養護の包括的支援実践モデル～ 2013年12月 福村出版
6. 平成23年度 総括・分担研究報告書
7. 平成24年度 総括・分担研究報告書
8. 平成25年度 総括・分担研究報告書

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）

（総合）研究報告書

社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ
被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究

研究代表者 開原 久代 東京成徳大学子ども学部

研究要旨：社会的養護の将来像として施設の小規模化と里親養育の推進が掲げられたが、そのためには、虐待とネグレクトによるトラウマを抱えた社会的養護児の増加に対して、治療的養護の体制と、養育上の困難を抱えている里親家庭への治療支援の体制を築くことが緊急の課題となっている。従来の情緒障害児短期治療施設（情短）にその役割を求める意見もあるが、情短こそ治療的家庭のケアへの改革が必要である。本研究は国内外の実態調査をもとに日本独自の里親家庭への治療的支援モデルを研究し、英国の重いトラウマを伴う被虐待児の治療的グループホームと治療チーム、豪州の年長児の治療的ファミリーホーム、仏国の給与が支払われ専門チームの一員となり、国家資格制度もある里親の地位と里親委託機関の独自の活動、米国の治療里親等の情報を得た。国内調査では、全国 8 地点 53 人の里親面接や 2 回の 2200 人規模の里親全国アンケート調査により 7 割の里子が虐待体験を持ち、5 割が学習困難を伴い、3 割に著しい養育困難が示されており、困難事例を抱える里親からの回答に偏っていることを考慮しても里親の養育困難のエビデンスが明らかにされた。里親支援機関事業と里親支援専門相談員に関するアンケートや聞き取り調査からは、里親家庭への専門的治療支援の体制がまだ不十分であることが明らかにされた。また、2002 年に東京都が廃止した 30 年の実績のあった養育家庭センターの活動を再評価し、既存の養護施設を母体にし、治療的グループホーム、一時保護、宿泊、研修機能を備え、専門家チームによる相談評価、里親、実親指導と里親、里子の交流の場など多様な機能を備えた里親家庭への民間の治療支援モデルセンター案を提示した（図 1）。

研究参加者氏名・所属研究機関名と職名
研究分担者

開原 久代（代表）東京成徳大学 非常勤
講師（児童養護施設調布学園嘱託医）
深谷 昌志 東京成徳大学 名誉教授
桐野 由美子 京都ノートルダム女子大学 教授
平田 美智子 和泉短期大学 准教授
林 浩康 日本女子大学 教授
横堀 昌子 青山学院女子短期大学 教授
森 和子 文京学院大学 准教授
研究協力者
湯沢 雍彦 お茶の水女子大学 名誉教授
深谷 和子 東京学芸大学 名誉教授
菊池 緑 養子と里親を考える会 理事
青葉 紘宇 東京養育家庭の会 理事長
春日 明子 第二調布学園 園長
小松 満貴子 ジェンダーと制度研究会 主宰
兼井 京子 NPO法人カモス 理事
松平 千佳 静岡県立大学短期大学部 准教授
山口 敬子 立教大学 助教
三輪 清子 首都大学東京大学院 博士後期
平田 修三 早稲田大学大学院 博士後期

A. 研究目的

児童福祉法第 27 条の 3 の「要保護児童の保護措置」の項目には、里親委託の文言が最初に記載されているにもかかわらず、児童相談所（児相）の措置は常に、施設入所が優先されていることに、代表者は長年の児相勤務で疑問を持ち続けてきた。また、児童精神科医として子どもの問題にかかわる中で、多くの里親は施設が受け入れを拒否した里子を受託しその養育に苦慮しているが、里親家庭への支援体制が十分でないことを知らされてきた。

また、2002 年に東京都は 9 か所の児童養護施設を基盤に 30 年間の実績を重ねていた「養育家庭センター」を廃止し、里親支援を児相に集約させる大改革を行っているが、夜間も休日も担当者による支援が行われていた「養育家庭センター」時代と比べて里親支援が大きく後退したことを惜しむ声が多く聞かれた。（資料 3）

2011 年から、一本化された里親支援機関事業、2012 年から配置がはじまった里親支援専門相談員制度があるが、里親支援の実務にあたり

児相との連携が煩雑で、困難事例をかかえる里親支援の即戦力になれない問題が指摘されている。(25年度報告書 365~367 ページ)

こうした背景の中で、2011年7月「社会的養護の課題と将来像」の検討委員会とりまとめ案が出され、施設の小規模化と家庭的養護の推進が打ち出された。

ここで、これまでなおざりにされてきた困難事例を委託され養育に孤軍奮闘している里親の支援を考える機会を得たので、日本の現状を明らかにするとともに、国際的視点で新たな里親支援のあり方を模索することを本研究の目的とした。

代表者は児相で、施設や里親家庭の不調を主訴とするトラウマによる様々な問題をかかえた子どもの宿泊治療に取り組んだ経験から、日本では治療的養護の考え方がないこと、困難事例の養護は、情緒障害児短期治療施設(情短)や児童自立支援施設への措置変更や精神科病院入院で解決をはかるのみで、治療的ケア、治療的家庭養護の視点がないことに不安を感じていた。しかも、今回の社会的養護の改革案には、情短を増やす案はあっても、情短の小規模化の案がないことから、家庭的養護の推進に際しては、治療的家庭養護が必要であることを強調し、その体制を整えることを本研究の目的とした。

治療的養護の実務内容に関しては、招聘専門家の実務経験に基づく研修と、招聘者らの治療的ケアに関する著書の翻訳書を作成し理解を広めることもめざした。

B. 研究方法

2006年に英国Yorkで開催された子ども虐待防止の国際会議(ISPCAN)に参加し、英国のSACCS治療センターで実践されている里親家庭不調の重いトラウマを背負う被虐待児の治療的グループホームの実践報告を聞き、その報告者の一人のPatrick Tomlinson(T氏)と面識を持ち、以後、T氏が編集したSACCSの治療専門書を購読し、T氏とメールによる情報交換を続け、治療的養護の実践の情報を集めた。

また、「養子と里親を考える会」、「東京養育家庭の会」、「早稲田大学里親研究会」の理事や会員として、里親、里子との交流に基づく情報を

収集し、東京成徳大学子ども学部の学生に例会の際の里子保育ボランティアとしての活動を指導し、里親家庭のニーズをさぐってきた。

2011年5月、本研究の科研費採択の通知を受けてから、里親支援の活動をおこなっていた研究者17名の協力を得て、外国調査と国内調査を分担し、外国調査では、調査国訪問による調査と外国の専門家招聘による調査を行い、英国、仏国、米国、豪州を研究対象国とした。

外国調査として、英国SACCS治療センター訪問とその関係者で現在施設運営コンサルタントのT氏の招聘、豪州のLighthouse財団の治療的ファミリーホームの訪問、仏国の里親委託機関の訪問調査と、その関係者2名の招聘による聞き取り調査、米国の治療的里親支援機関の訪問聞き取り調査を行った。

国内調査では、日本の里親の現状を、全国里親会の協力のもとに臨床的視点と統計的視点で面接とアンケート調査を行い、里親支援の市町村の施策の実態については、市町村の里親担当部署の協力を得て訪問調査とアンケート調査を行った。

実施経過にそった主な研究活動は以下となる。
平成23年度

9月9日~18日 研究分担者(代表)開原と研究協力者平田修三が英国ShrewsburyのSACCS治療センターの訪問調査を行った。

10月5日~11日 研究分担者桐野がニューデリーのアジア太平洋子ども虐待国際会議で発表し、情報収集を行った。

10月18日~25日 研究分担者林がユトレヒトのファミリーグループ国際会議出席し情報収集を行った。

10月~平成24年2月 研究分担者平田美智子が研究協力者三輪、山口、小松と全国の里親支援機関事業についてのアンケート調査を行った。

11月4日 研究分担者平田美智子企画により、来日中のジューン・ソブン氏による「イギリスの家庭的養護——子どものニーズに合う里親・養子縁組を考える」講演会を開催した。

11月10日~平成24年2月 研究分担者深谷昌志が研究協力者青葉、深谷和子と東京・沖縄・静岡の3地点の33例の里親面接による聞き取り調査を行った。

12月1日～平成24年2月15日 研究代表者開原が研究協力者菊池、湯沢、小松、森、平田美智子、外部協力者 小谷、高橋、金の総勢8人の研究者により、里親委託率の国際比較の調査を行い、平成14年度の厚労省科研費研究(湯沢代表)による調査データを更新し、厚労省サイトに更新データとして掲載された。

平成24年度

5月21日 深谷班:里親会の承認を経て全国里親アンケート調査表を、6月5日に2300家庭に送付し7月9日に回収。9月より札幌・岩見沢・川崎・明石・姫路5地点20名の里親の面接調査を開始した(25年2月まで)。

8月26日～28日 平田班:平田美智子と協力者三輪、山口、小松が10か所の里親支援機関の訪問調査と支援機関事業を委託した都道府県の児童福祉主管課を集中的に訪問調査した(一部は10月まで)。

9月16日～28日 桐野班:桐野が米国のシアトル、ピッツバーグ、ボルチモアの14か所の治療的里親ケアプログラムの実施機関を訪問しインタビュー調査を行った。

9月23日～28日 林班:林、協力者菊池がパリ市と近郊県の里親委託関係機関8か所を訪問し、代表者と個人専門家16人から聞き取り調査を行った。

10月11日～21日 開原班:Patrick Tomlinson氏招聘により児童福祉施設訪問と職員交流、講演会、ワークショップ、日本の専門家との対談を行った。

平成25年度

8月 平田班:全国児童養護施設と乳児院(720施設)への里親支援専門相談員についてのアンケート調査を行った。

8月10日～19日 森班:森がオーストラリアLighthouse財団の年長児の自立支援を行う治療的グループホームの訪問調査を行った。

9月11日(東京)、16日(大阪)にて、林班は里親世界大会(IFCO)招聘で来日中の仏国里親支援機関Relais Alésia所長のMarie Christine DELPEYROU(ソーシャルワーカー)とFrédérique de Oña(精神科医)への聞き取り調査を2回東京と大阪で行った。

9月26日 平田班 大阪にて「里親支援機関職員と里親支援専門相談員研修会」を開催し、藤野興一鳥取子ども学園園長(全養協会長)の講演とグループ討議を行った。

10月23日～31日 開原班 招聘者 Patrick

Tomlinson氏による講演と討論活動により、施設職員、里親、専門家と交流 柏女霊峰氏との対談と藤野興一氏との交流活動を行った。

11月～12月 深谷班 第2回里親全国アンケート調査で2120家庭に調査表を送付し12月10日に回収を終了、集計をおこなった。

治療的施設ケアに関する招聘者T氏らの著書(Barton S,Gonzalez R,Tomlinson P:

Therapeutic Residential Care for Children and Young People～An Attachment and Trauma-Informed Model for Practice

2012年 Jessica Kingsley 出版)の翻訳は、研究代表者開原が、情短施設 那須こどもの家 下泉秀夫嘱託医ら9人の小児科、精神科医師、心理士と福村出版宮下基幸氏、リトル・ドッグ・プレス大泉信夫氏の協力を得て平成25年3月から翻訳作業を開始した。

C. 研究結果

3年間の国内外の調査研究の結果は3冊の年度報告書にまとめて提出し、本報告書にも刊行図書とともに添付しているが、その中から主な研究結果を下記に示す。

外国調査では、里親家庭が次々不調となるような重いトラウマを背負った子どものための英国のSACCS治療センターの治療的グループホーム(5人の子どもに10人の治療親スタッフ体制)の訪問調査を行い(資料1 23年度報告書開原分担報告再掲)、さらにその関係者T氏を2回招聘し、治療的ケアと里親支援、里親リクルートの実践について研修と討議を行い、英国の困難事例に対する支援について新たな視点を得た。(平成24年度、25年度開原分担報告を参照)。また、日本の児童福祉の現状についてT氏と柏女霊峰氏との対談により、欧米のように急激な施設廃止や縮小が出来ない日本の事情を明らかにし、日本の現状にあわせた施設の小規模化と里親の治療支援モデルの検討がなされた(25年度開原分担報告の資料⑥)。

仏国調査では、里親委託機関の訪問調査と里親委託機関Relais Alésia所長らの招聘による聞き取り調査で、前年度の現地訪問で得た情報をさらに深め、委託がなくても給与が支払われ専門チームの一員としての里親の地位、里親の

国家資格制度とその研修内容を明らかにし、職業としての里親像を明らかにすることが出来た。また、里親委託機関が困難事例に取り組める里親を自らリクルートし、マッチングまで行いその里親に寄り添う支援をする体制は日本のモデルとしての検討課題となった。(24年度、25年度報告書の林班分担報告、目次Ⅱ1, 3, 4, 5添付著書参照)

米国調査では、米国の里親関連の情報は日本では比較的多いが、本研究では米国3地点の治療的里親支援機関を訪問し関係者への聞き取り調査を行い、これまであまり知られていなかった財政基盤に左右される米国の厳しい経営事情が明らかにされた。(24年度報告書の桐野分担報告、目次Ⅱの2の添付著書参照)。

また、社会的養護を離れてホームレス状態になっている若者に関しては、日本ではまだ積極的な対策がとられていないが、豪州 Lighthouse 財団の訪問調査からは、若者たちの治療的ファミリーホーム、永久会員としての抛り所の提供、未婚の母子のグループホームを含むグループホームを数か所クラスター化した運営など、日本の社会的養護の改革に際して参考となる貴重な情報を得た。日本では、施設の小規模化に際して、地域の中のグループホームの職員が孤立することの不安が訴えられているが、Lighthouse 財団のクラスター化したグループホーム運営は孤立化を防ぐ参考モデルとなっている(資料2 25年度報告書森分担報告再掲)。

これらの外国調査からは、常に財政基盤の不安が伺われ、SACCS 治療センターは最近独自の運営が困難となり別組織に買収されたこと、米国の訪問先のモデル的治療支援機関が年度内閉鎖予定であったこと、豪州の Lighthouse 財団は日々、寄付集めに全力投球していることを知らされたが、仏国だけが堅固な行政基盤があることなどから、日本の将来像に多くの示唆を得ることが出来た。

国内調査では、里親の養育上の困難について、全国8地点の里親53名の協力を得て心理的個別面接を実施し、里親の深い心情、苦悩に迫る調査をおこなった。また全国里親会の協力のもとに2年にわたり、2回の里親全国調査を行い、第一回の調査は2300家庭(回収率54.1%)、第

二回調査は2130家庭(回収率48.4%)のアンケート調査を実施し、第一回目は里親の養育困難の全般的調査、第二回目は特に委託返上を考へるほどの療育困難に焦点をあてた調査を行った。面接協力者もアンケート回答者も現在、養育上の困難を抱えている里親に偏っていることが考えられるが、調査によって得られた所見は、周知されていた里親の養育困難のエビデンスを裏付けるものと考えられる。第二回調査の結果として7割の里子に虐待体験があり、5割が学習能力に問題があり、36.4%に考えられないような困難な行動がみられ、33.4%に著しい養育困難があることが示された。統計的データのみでなく、アンケート調査の自由記載の欄にぎっしり書き込まれている里親の養育上の苦悩の記載も重要なエビデンス情報となっている(24年度、25年度報告書深谷班分担報告および目次Ⅱの6著書添付提出)。

また、里親代表者による座談会からは、ベテラン里親たちが、困難事例を現状の支援システムの中でどのような苦難を経験しながら養育し、どのような支援がほしいかが語られる真実に迫るエビデンスが提示されている(25年度報告書40~64ページ)。

本研究は、困難事例を養育する里親家庭の支援のあり方を研究しているが、それには、日本の支援体制の現状を明らかにする必要がある。そのため、すでに行政的に設置されている支援事業について3年にわたり、アンケートや訪問聞き取り調査をおこなった。調査結果として、里親支援関連事業は88%の自治体で実施され、児相以外の機関や、民間機関にも委託されるようになったが、委託先が児童福祉施設や児童家庭支援センターの場合は比較的専門的基盤、事務基盤が安定しているが、里親会、NPO法人などは専門基盤も事務基盤も弱体であることが明らかとなり、困難事例を養育する里親家庭への治療支援を行うにはまだ不十分であることが明らかにされた。また、24年度より設置された里親支援専門相談員の研修会とワークショップを開催しアンケート調査を行ったが、地域により研修も不十分で、児相をはじめ関係機関との連携が複雑で、十分な活動ができないことが報告された(23, 24年度報告書平田分担報告および

び25年度報告書362～367ページ参照)。

トラウマを背負う被虐待児を養育する里親と施設職員への治療的ケアの研修として、平成24年度、25年度にT氏による講演会、ワークショップ、参加者との質疑の中で、実務経験に根ざした豊富な事例が示され、従来の施設職員、里親研修では得られない新しい視点が示された。その全講演記録は、参加者からの評価とともに報告書に掲載し、さらに、研修会に参加した里親支援専門相談員全員に25年度報告書を送付し、研修教材として利用することを期待した(24年度報告書9～130ページ、25年度報告書11～218ページ)。

また、T氏らによる治療的施設ケアの原著は「虐待を受けた子どもの愛着とトラウマの治療的ケア」(施設養護・家庭養護の包括的支援実践モデル)開原久代・下泉秀夫・小笠原彩・倉本アフジャ亜美・関戸真理恵監訳として2013年12月福村出版から出版した(目次Ⅱの7 著書添付提出)。

D. 考察

1. 社会的養護の対象となる子どもの変化

2009年に日本は3回目の国連・子どもの権利委員会からの勧告で大規模施設養護の廃止と家庭養護推進の忠告を受け、2011年の施設の小規模化と里親家庭推進の政策がかかげられたが、社会的養護の改革に取り組む際、対象となる子どもの実態の著しい変化に注目しなければならない。近年、社会的養護の対象となる子どもは、どこの国も虐待とネグレクトによるトラウマを背負う子どもが増加し、その養育の困難に里親が疲弊していることが明らかにされている。

本研究では、特にこれらの困難事例を養育する里親に焦点をあて、その支援のあり方を研究してきたが、今回の社会的養護の改革に際しては、単に施設養育から里親委託に比重を移すという単純な推進策ではすまされない問題があることを知らなければならない。一連の改革に際して、困難事例を養育する里親家庭への治療的な支援体制と、その中間的役割をもつ治療的グループホームを設置することが不可欠であることを強調したい。

単に、災害や戦災により養護の対象となった、

幼少期に愛着関係が築かれている子どもの里親養育や施設養育とは異なる次元の専門的治療的ケアが求められる社会的養護児が増えているのである。

社会的養護児の8割近くが里親養育を受けている欧米では、困難事例の増加のため、里親の志願者が減り、そのリクルートと研修に苦慮しているというが、施設養育が8割以上を占める日本でも、施設職員の志願者が減り、勤続年数が短くなっているという問題が生じている。

トラウマを背負う困難な子どもの養育にやりがいを感じ、治療的養育に関心をもつ里親と施設職員が増加してゆくためには、高度の支援と研修体制を備えたモデル機関が必要なのである。

2. 小規模化とグループホームの有り方

改革案では、本体施設の小規模化とグループホームの増設が提示されているが、日本のグループホームは、6人の子どもに常勤2、非常勤2の職員体制が示されている。問題の少ない養護児童を想定しても交代制の中では厳しい人的条件と言えるが、困難事例の増加が予測される中では、この職員体制では、個別に寄り添える人的余裕がない。家事手伝いなどのパート職員の利用案もあるというが、日常寄り添う職員による家事が子どもに家庭的養育を体験させる重要な治療的要素であるため、単純にパート人員で人手を補充するということには問題がある。

困難事例を対象とするSACCSの治療的グループホームでは、5人の子どもに10人の治療スタッフがいるが、週2日の2人夜勤体制で通院、登校、セラピー等の付き添いや家事でフル回転していた。日本のグループホームはSACCSに比べて問題の少ない子どもが対象となっているが、それでも現在の職員体制は子どもにも職員にも極めて厳しいといえる。

一方、英国では、夜間の職員による性的虐待を予防するために、2人夜勤制度をとるようになったことや、10人の職員体制は過剰という批判もあることから、子どものニーズにあった日本独自のモデル的職員配置を検討する必要がある。

3. 治療的グループホームとクラスター化

日本の施設小規模化の流れの中には、本体施設の一部を情短施設にする動きもあるが、情短

施設そのものも小規模化し、治療的グループホームとして治療的家庭環境を確保すべきである。

また、地域の中のグループホームを重視する際、少数の職員が孤立し、緊急時に支援が得られにくいことへの不安があるが、豪州の年長児の治療的グループホームのように、数か所のグループホームをクラスター化して、職員の交流で支え合うという方法は興味ある情報である。

4. 施設職員と里親のリクルートと研修体制

施設職員と里親の志願者がどこの国も減っている中で、仏国では給与と資格を所持する職業化された里親への人気が高まっており、里親の志願者が男女ともに増えているという。里親が専門チームの一員として評価され、手厚い支援が受けられ、里親委託機関が直接、困難な事例に対応できる里親をリクルートして研修を行う仕組みは、里親にやりがいを感じさせる社会基盤をつくっている。

民間経営、世襲経営の多い日本の養護施設の小規模化では、急激な縮小や廃止は困難で、職員の解雇もできないため、職員の配置換えでグループホームを増やすという改革案となることが予想される。その場合、大舎制になじみ、常に仲間に依存できる状況からグループホームでの孤立した勤務に適応するためには新たな研修の機会が求められている。

日本には治療的ケア担当者や上級ソーシャルワーカー養成のための専門機関がないが、英国のように国立の上級ソーシャルワーカー養成所(Institute of Excellence)を設置することも社会的養護の充実のための重要な課題である。

本研究では、里親家庭への治療支援のモデルセンター(図1)を考えているが、その際、上級スタッフの研修機能を備える提案もしている。

5. 東京都の養育家庭センターの30年の実績

東京都では2002年に30年の実績のあった養育家庭センターを廃止し、児童相談所に権限を集中させるという大改革が行われた。それまで9か所の児童養護施設を基盤に、休日も夜間も里親に対応した養育家庭センターの里親支援の実績は、現在も関係者のモデルとなっているが、24年度より新たに施設に配置されるようになった里親支援専門相談員は、里親支援に際

して児童相談所と里親支援機関の規程の中で様々な制約を受け、子どもと里親のニーズに答える活動が十分出来ないことが今後の検討課題となっている。(資料3)

6. 外国モデルの導入の是非

日本社会には新しい改革案を採用するより、既存の外国モデルを導入する方が安易という考え方がある。

里親支援に関しては日本では、米国モデル、英国のキアセット、オーストリアのSOS子どもの村等の海外モデルが普及または導入されるようになったが、企業として日本への参入を求めている外国モデルを安易に導入することには慎重であるべきである。

移民の多い外国事情と日本とは社会的養護の基盤が異なっており、日本の文化と実績に根ざした支援体制を独自に築くことが重要である。

本研究では、外国調査による多くの情報を参考にしているが、あくまで日本の実績を基盤とした支援モデルを考えている。治療的グループホーム、職業としての里親資格等、外国調査から得た知見をどう日本に導入するか十分検討しながら日本独自の支援モデルを築くことが重要である。

7. 治療的ケアの手法

社会的養護児への治療的ケアについては、日本では専門基盤が乏しく、通常の心理治療や精神科治療の手法が取り入れられ、「治療」の担い手は心理士や精神科医師という考え方が定着している。本研究で調査訪問したSACCS治療センターでは、治療的ケアの担い手は治療に関する専門的素養を備えたソーシャルワーカーであることに新しい視点が見出された。

治療的養育、治療的施設ケアについては、本研究では、招聘専門家のPatrick Tomlinson(T氏)の講演や氏の著書(目次IIの7)の翻訳を紹介したが、T氏はソーシャルワーカー出身(Institute of Excellence出身)であるが、本研究活動において治療的施設ケアの実践と理論についてきわめて有益な実務モデルを講演やワークショップで示している。

SACCS治療センターの治療モデルは、ケア担当の治療親、セラピスト、ライフストーリーワーカーの3者の治療チームが、グループホ

ームの生活そのものが治療であるという考えのもとで、愛着関係を重視し、トラウマからの回復をめざしている。様々なセラピー（アート、プレイ、ダンス等）やライフストーリーワーク（LSW）は治療センターに通所して受けているが、セラピストには心理士は含まれておらず、LSWの専門家は皆、ソーシャルワーカー出身で、いわゆる心理治療には批判的であった（資料1）。

日本では、施設職員の間でLSWへの関心が高まっているが、T氏は、LSWはあくまでセラピーのひとつで生活の場で行うのは望ましくないという意見で、施設職員が日常生活の中で子どもと家族のことを話し合うことはLSWとは別という意見が示されたが、なんらかの専門技術や資格を求めている日本の施設職員にとっては、LSWは魅力ある必須の専門技法と考えられている。LSWより大切な治療的ケアについては確立された技法がないのが残念であるが、社会福祉士というソーシャルワーカーとしての資格に誇りを持ち専門性を高める体制が求められる。

E. 結論

困難事例の養育で苦慮する里親家庭への支援センターのモデル図を図1に示したが、東京都の旧養育家庭センター、本研究で調査した英国のSACCS治療センター(資料1)、豪州のLighthouse財団の年長児の治療的グループホ

ーム(資料2)、仏国の里親委託機関の活動から得た情報と、日本の里親調査、支援機関調査で得られたエビデンスを基に図を作成した。

モデル図に示されている本体施設は、本研究活動に協力を得た代表的な児童養護施設調布学園と鳥取こども学園を具体的なイメージを示すためにモデルセンターの設置場所として作図した。これらの施設では、すでに里親支援として一時保護、相談、診療などの実績があるが、施設に併設するモデルセンターは、本体施設の機能を生かしながらさらに、アセスメント、相談調査、治療支援、実親交流指導や、実親子や里親子の宿泊指導、里親や里子どうしの交流の場も設けている。養育不調への治療的グループホーム入所による指導には、里親も参加できるようにすることや、里親の宿泊実習など様々な支援活動が出来る場を想定している。

モデルセンターには長期の治療的ケアが可能な治療的グループホームの併設が不可欠であるが、その専門チームのスタッフの養成所や、里親や施設職員の研修の場の併設も求められている。

現在の制度のもとでは、里親のリクルートとマッチングは児相で行われているが、将来はモデルセンターで行い、仏国の里親委託機関のように、困難事例の養育に意欲をもつ里親を自らリクルートし、研修を担当し、寄り添い見守る支援ができることが望まれている。

図 1

被虐待児を養育する里親家庭の民間の 治療支援センターのモデル図

当面、代表的な児童養護施設、全国 2 か所に、
本体施設の機能を基盤にしたセンターモデル
を構築する構想図。

児童養護施設 調布学園 (東京都)

調布学園・第二調布学園・品川景德学園
幼児寮・学童寮・都型グループホーム・小規模グループホーム・地域小規模児童養護施設・
母子生活支援施設・保育園
ショートステイ・緊急一時保護
治療指導員・心理士・看護師・
精神科医・小児科医 (非常勤)
F S W・自立支援 S W・里親支援専門相談員

鳥取こども学園 (鳥取県)

乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設

児童家庭支援センター・子どもの虐待防止ネット
ワーク・一時保護・ショートステイ・トワイライ
トステイ・診療所「心の発達クリニック」・里親
支援機関事業・里親支援とつとりを併設。
医師 里親支援専門相談員

治療支援センター 本部

上級ソーシャルワーカー、各種セラピスト、
児童精神科医等の専門家常駐。
アセスメントと治療支援、相談、調査、マッチ
ング、実親交流プログラム・里親交流会・里親
子プログラム、職員・里親の募集と研修等
緊急一時保護、実親子・里親子宿泊指導の設備
研修センター (施設職員・上級ソーシャルワ
ーカー研修と養成機能) (研修センターは国立規模
のもの検討か)
治療的グループホーム 2 か所併設 (リービ
ング・ケアプログラムを含む)

里親ネットワーク

困難事例を養育する
里親・専門里親

里親サロン等

里親支援機関

一般の里親

児童相談所

地域ネットワーク

医療機関・保健所
小児科・精神科等

地域ボランティア

保育園・学校等教育関係者

児童家庭支援センター

治療的グループホーム併設
子ども 5 人に治療親スタ
ッフ 5~6 人 (里親子宿泊再
教育の場としても活用)

年長児の治療的グループホーム

F.研究発表

1. 論文（書籍）発表

- ①菊池緑「里親委託の不調を予防するフランスの取り組み」里親と子ども Vol.6 2011.10 40-46 ページ 明石書店
- ②桐野由美子「アメリカのトリートメントフォスターケア～社会的養護の支援者への支援への観点から」世界の児童と母性 Vol.74.2013.4 75-80 ページ 資生堂社会福祉事業財団
- ③菊池緑「フランスの里親家庭養育への支援～里親に対する支援～」世界の児童と母性 Vol.74.2013.4 81-85 ページ. 資生堂社会福祉事業財団
- ④菊池緑「フランスの里親モデル・家族モデルとは？」里親と子ども Vol.8.2013.10 58-64 ページ 明石書店
- ⑤林浩康「里親リクルートを考える前提条件」里親と子ども Vol.8.2013.10 69-75 明石書店
- ⑥深谷昌志・深谷和子・青葉紘宇「社会的養護における里親問題への実証的研究～養育家庭全国アンケート調査をもとに～2013.8 220 ページ 福村出版
- ⑦開原久代・下泉秀夫他監訳「虐待を受けた子どもの愛着とトラウマの治療的ケア～施設養護・家庭養護の包括的支援実践モデル」
(原著 Barton S,Gonzalez R,Tomlinson P. “Therapeutic Residential Care for Children and Young People”~An Attachment and Trauma-Informed Model for Practice~Jessica

Kingsley Publishers 2012)

2. 学会発表

- 林浩康・鈴木浩之他「日本型ファミリーグループ・カンファレンスの展開」日本子ども虐待防止学会 2011年12月
- 深谷昌志・深谷和子・青葉紘宇：「事例研究：被虐待児等の子どもを養育する里親の育児困難とそれへの対応」－東京・沖縄・静岡の33名の里親の面接記録から－日本子ども社会学会第19回大会 2012年7月
- 開原久代・平田修三：「治療的グループホーム設置の提案～厚労省科研費研究による英国のSACCS 治療センター訪問調査の報告から～」日本子ども虐待防止学会・第18回学術集会高知りょうま大会 2012年12月8日
- 深谷和子・深谷昌志：「日本の養育里親の現状と里子の心的世界に関する考察」日本子ども社会学会第20回大会 2013年6月29日
- 平田美智子・山口敬子・三輪清子：「里親支援機関の実態調査」～民間機関と自治体への聞き取り調査結果～日本社会福祉学会 第61回秋季大会 2013年9月22日

G.知的所有権の取得状況 特になし

平成 23 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）

分担研究報告書

英国の被虐待児治療センターSACCSの実践の調査研究

研究代表者
研究協力者

開原 久代
平田 修三

研究要旨：

社会的養護を受ける子どもの大半が、虐待によるトラウマを背負い対応が難しくなっている。そうした子どもは施設養育が難しいという理由で里親家庭に委託されることがあるが、専門的な支援体制が皆無といえる現状で、里親は被虐待児の呈する様々な行動、症状の対応できわめて困難な養育体験を強いられている。家庭養護における先進国英国では、どのような取り組みがあるかを 5 年にわたる情報収集を行い、重いトラウマ（特に性的被虐待児）を体験した子どもの治療実践を行っている SACCS 治療センターの訪問調査を計画した。

現場を訪問することにより、治療チームのスタッフに接し、重い症状のために転々と里親家庭をたらいまわしされた子どもが SACCS の治療ハウスで 3 年の育てなおしを受けてから研修を受けた里親に委託され、フォローされるというシステムを体験することができた。そこには、専門性と長年の経験に裏付けられたソーシャルワーカー、治療親、セラピスト、ライフストーリーワーカーの治療チームの活動があり、運営組織が行政を対象とする会社組織であるという英国独自の経営方式をみた。研究代表者開原が主に、治療ハウスと治療親、その研修について報告し、研究協力者平田がライフストーリーワーク（LSW）について報告する。

A. 研究目的

日本では、虐待などを受けた社会的養護児童が施設や里親家庭で不適応症状を示すと、まず、精神科治療、心理治療などが求められ、時に精神病院入院や、より手厚い対応が得られるという理由で情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設の処遇が求められることが多かった。

一方、委託された子どもに養育上の困難があっても施設に戻すことはせず、十分な専門的支援もない中で多大な苦労を重ねながら養育を続けている里親家庭もある。

筆者は児童精神科医として、長年不適応症状を示す養護児童にかかわってきたが、一般の精神疾患とは異なる病理背景をもつ子どもへの治療的養護のあり方を模索してきた。

2006 年 9 月、英国 York で開催された第 16 回児童虐待国際学会 (ISPCAN) で英国 SACCS の被虐待児の治療支援の報告を聞き、関連する著書（参考文献参照）を読み、治療的環境と治

療親による養育、LSW とセラピーの治療チームに関心をもった。特に、精神科医や心理臨床家ではなく、ソーシャルワーカーが中心となって活動し、実務と専門的基盤に根ざしたセラピストとしての役割も備えていることを知り、被虐待児を養育する日本の施設職員、里親への治療支援体制づくりのモデルになることを期待して調査を行った。

B. 研究方法

1. 訪問先の SACCS (SACCS 治療有限会社) の概略。所在地は英国イングランド地方にあり、住所は Mytton Mill, Montford Bridge Shrewsbury Shropshire, SY4, 1HA, UK である。

1987 年にソーシャルワーカーでセラピストの Mary Walsh により設立されたが、当時、社会的問題となっていた性的被虐待児擁護のための裁判に携わる過程で発足した機関であるため、名称が Sexual Abuse Child Consultancy Service (SACCS) として発足した。しかし、全英

から重いトラウマを背負ったあらゆる被虐待児が紹介されるようになったため SACCS を商品名として登録し、2003年より会社組織になっている。Shrewsbury の本部事務所と Coleshill の分室がありいずれも治療部門を併設し、全部で12か所の治療ハウス（グループホーム）（定員総数60、1ハウスに5人）、1か所の付属の学校と里親養育有限会社を含めた組織となっている。

2. SACCS 訪問調査の実施計画

訪問目的地の SACCS については、インターネット情報のみであったため、2006年 York の学会で SACCS の報告者 Patrick Tomlinson (T氏) と面識をもったことから、2011年5月より T氏と、さらに SACCS 本部にメールで訪問調査の依頼をおこなった。SACCS の元施設長であった T氏は現在、米国で施設コンサルタントをしているが、T氏との毎日のメール交換により SACCS の情報を得て、7月12日に SACCS 創業者で理事長にあたる Mary Walsh から訪問の承諾を得た。日本の旅行会社も不明の土地であるため T氏との交信と英国在住の経験のある研究協力者松平の協力をえて準備をすすめ9月9日に日本を出発した。

3. SACCS 訪問調査内容と面接スタッフ

同行の研究協力者平田修三と下記の日程で訪問活動を行ったが、案内を担当したスタッフはいずれも20年のキャリアをもつ専門職ソーシャルワーカーで、T氏の弟子にあたる人々であったため、大変好意的にむかえられた。英語の意思疎通については共通の専門基盤があるために困難はなかったが、講義および Q&A の全対話は IC レコーダーに録音した。

9月12日

AM: ① オリエンテーション : Rob Mckay(Operations Director)

② ライフストーリーワーク (LSW) 作業室案内と技法説明。治療チームの紹介 Rachel Oliver(Life Story Manager) (写真3)

PM: ③ 創設者 Mary Walsh との Q&A。子どもインタビューに用いた Toy Box のぬいぐるみの披露とインタビューの実演 (写真2)

9月13日

AM: ④ LSW 導入の経緯と SACCS の LSW について本の著者 (文献1) より3時間にわたる講義と討論 Richard Rose(Clinical Practice Director)

PM: ⑤ SACCS のセラピーについて治療室の案内と心理臨床家によらないアートセラピーとプレイセラピーの意義とセラピストの資格について Q&A。 Penny Strange(Therapy Manager)

9月14日

AM ⑦ 1日の見学先のオリエンテーション Rob Mckay(Operations Director)

⑧ Shrewsbury に8か所ある治療ハウスの一つ Cartwheel ハウスを訪問。ハウスの治療的環境づくりの配慮について治療親から説明を受け、部屋や庭を案内してもらう。

PM ⑨ 地域の学校に参加できない6~13歳の子どものための10人定員の付属学校 Flying High を訪問。教室で子どもから質問を受けたり、休み時間に子どもたちと交流の機会をはじめもつ。(これまで子どもがいる治療場面の見学は厳禁だった。)

⑩ SACCS 本部に戻り、里親支援と里親研修について Q&A。 SACCS で治療を受けた子どもの里親委託の方法と追跡調査、里親候補者の条件と研修について聞く。 Jim Hamil (Director of Fostering)

9月15日

AM: ⑩ 本部から80キロ離れた Coleshill の分室に1日案内してもらう。 Niall Kelly(Assistant Director of Recovery Service) 車中で皆が「会社」と呼んでいる SACCS の組織、スタッフのキャリア、性的被虐待児の対応の難しさについて話し合う

⑪ 分室の見学のあと、LSW の作業室の案内と LSW の子どもむけの自作絵本をプレゼントされる。(LSWorker Katy Reader) Katy は治療親を数年経験してから LSW の専門家となったという。

⑫ 次に、アートセラピーの作業室を案内してもらい、水中絵具での模様創作や指人形劇の実演をみせてもらう。(セラピスト Samantha Stubbs)

PM:⑬Coleshill 地区にある 4 か所の治療ハウスのひとつ Kingfisher のハウスに移動。ハウスマネージャーと二人の治療親に会い、ハウス内を案内してもらう。この地区のハウスは豪華な設備を備え、壁にはポケモンポスターが飾られている。地域により不動産価格が異なり、この地区では、豪華なハウスが購入できるという。

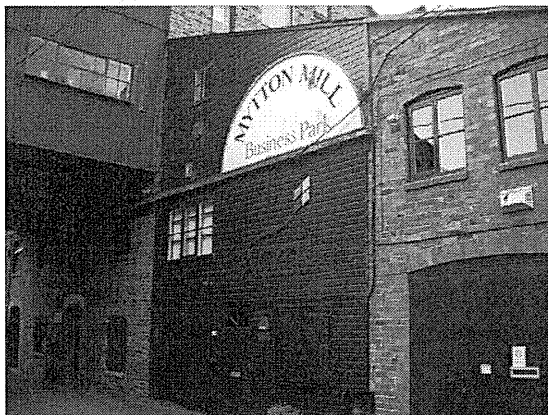
9月16日 最終日

AM:⑭治療親の経験があり、現在は治療親の研修を担当している ColinUroquhart (Therapeutic parents manager)から治療親の経験、研修内容について聞く。治療親としてハウス勤務ができるまでの待機中の研修プログラムの説明を受ける。暴力の強い子どもへの「拘束の権限と手法、体罰」の研修が重要という。(資料1 添付)

最後に⑮Rob McKay と秘書の Fiona Dryden より、SACCS の出版物、資料が渡され、お別れをする。

4. SACCS 訪問後の交流

訪問に際して交流をもったスタッフとはその後もメールで交信を続け、訪問時には得られなかった情報や補足資料を送ってもらう。



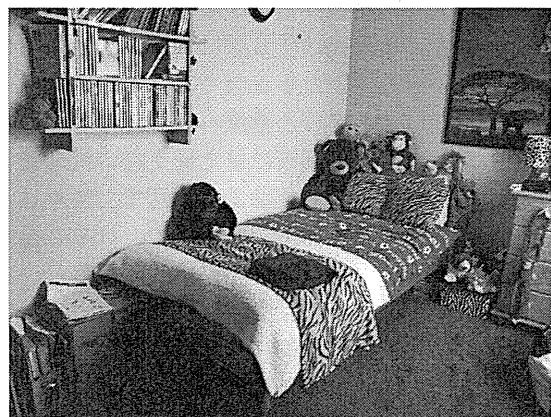
↑ 1. SACCS の外観



↑ 2. Mary Walsh と



↑ 3. Life Story Worker と LSW 作業室



↑ 4. 治療ハウスの子どもの個室

C. 研究結果

本年、創立 25 周年を迎える SACCS の治療理念、対象児の特徴、治療ハウスと治療親、治療親と里親の研修、治療後の子どもの里親委託、専門スタッフ、セラピーと LSW、治療チームについて、主に訪問から得られた情報と観察を中心に報告する。(文献 1～6、資料 1～6)

1. 25周年をむかえる SACCS.

公務員ソーシャルワーカーであった Mary Walsh が性的被虐待児の裁判などで苦勞する中で創設された機関であるが、1部屋のオフィスから現在地に移るまでに苦勞の歴史があった。現在地(写真1)は、森の中の水車のある築年100年以上の建物を改造した迷路のような小部屋のオフィスがある古い建物であるが、これがまさに治療的環境、Winnicott のいう包容するような環境(holding environment)ととらえられている。窓のある明るい部屋もあるが、洞窟のような窓のない部屋がトラウマを背負った子どもには安全な場所として好まれているという。

2. SACCSの対象児

主としてイングランドとウェールズ地方の子どもを受け入れているが、全国から重いトラウマを受けた4歳から12歳の被虐待児が紹介され、7割が性的被虐待児と言われている。知的、身体的障害児は除外しているが、発達障害児は含まれている。

定員は60人で、12か所のそれぞれ大変離れた治療ハウスで生活し、1ハウスに5人が生活する。訪問時は在籍児は58人であった。年齢幅は受け入れ時は最年長が12歳であるが、3年の経過で、年長児は15歳になるが、訪問時は在籍児の平均年齢は11歳であった。

訪問時に付属の学校と治療ハウスでみかけた子どもたちは地域の学校にまだ通えない状態であったためか、体格も標準より小柄で、きゃしゃでおびえたように萎縮した様相で、日本の児童福祉施設ではみかけない姿を呈していたが、スタッフや客人との会話や話題は年齢相当であった。診断分類では、抑制型の反応性愛着障害の子どもたちとアスペルガー障害の子どもが確認された。

3. 治療ハウスと治療親の役割

SACCS で受け入れられた子どもは治療ハウスで10人の治療親と3年間過ごし日常生活を送りながら、回復プログラムにそった治療をハウスの生活と、本部でのセラピー、LSWを通して受けている。

一人の子どもは固定した治療親を2人もち、ローテーション勤務の中でも常に、自分の治療

親と過ごせるようになっている。治療親は2人宿泊制で、宿泊勤務は週2回である。昼間は日勤のマネージャーが勤務し、常に3人の治療親が勤務しているが、治療親は地域の学校、本部の治療プログラム、病院などに車で送迎するため常に子どもと一緒に行動しているため、訪問時、ハウスにいた治療親は1~2人で、掃除、洗濯、食事準備などで忙しい時間帯であった。訪問したハウスは来客に備えてきれいにされていたが、ふだんも散らかっている場合は、きれいな環境を体験してもらうために、治療親は片づけを手伝っているという。4歳から15歳までの子どもは全員個室を使用していた。(写真4)

4. 治療親の治療的役割

治療的コミュニティ、治療的環境としてのハウスを整え、そこで生活しながらいろいろ学習できるようにするのが治療親の役割とされている。日常生活習慣を大切にし、炊事、洗濯、掃除、食事、送迎、看病、入浴 パーティーなどの世話をとおして子どもとの愛着関係を築くことが大事とされている。治療親の70%は女性で、子どもには名前を呼ばせており、実親のみをパパ、ママと呼ばせている。

5. 治療親の研修と採用

治療親は、子ども関係の仕事経験のある大卒者であることが条件で、希望者はまず志願者リストに登録され、2年間の研修を修了して資格を取得したものが、SACCS で3週間の研修を受ける。2年間の研修は、地元の大学の社会人コースで Moodle e-learning と個別面接授業で2年から3年かけて資格がとれる制度が紹介されている。経費はかかるが、修士の資格も取れる仕組みになっている。SACCS の3週間の研修は添付したプログラム(参考資料1)を参照してほしいが、この研修では、トラウマを受けた子どもへの対応、事故、火災、応急処置の研修の他に P.R.I.C.E(Protecting Rights In a Caring Environment)という子ども自身と他児、とスタッフの安全を守る講習に4日をとっている。これは SACCS の治療親の必修の研修で、暴れる子どもの「拘束の規程と手法」が含まれ、法的な裏付けも設けている。

治療親の退任がある時は、待機者リストから選ばれた者は、退任予定の治療親のもとで3か

月実習をしてから採用されている。

訪問時に出会った治療親たちは、自分の職務に大変誇りを持ち、はりきって働いていることが伺われた。

6. 里親研修と里親委託

SACCS の治療ハウスに紹介される子どもは多くて数十か所の里親家庭が不調に終わっている。虐待によるトラウマに加えて里親委託がつぎつぎうまくゆかないというトラウマを抱え、強い人間不信に陥っているので、ハウスで3年をかけて回復治療を行い、そのあとに、SACCS の里親担当ソーシャルワーカーにより、SACCS についての研修を受けた里親に委託される。里親候補者の個別訪問面接の事例報告が資料3にあるが(添付せず)、丁寧に訪問評価をしてから、ふさわしい子どもを委託している。里親候補者は42~60歳とされているが、独身の男性に委託することもあり、すばらしい養育がなされている事例が確かめられている。里親の研修は以前はホテルなどで4日間行っていたが、それでは参加できない里親が多くなり、現在は週末2日間の9時~4時半の講習となっている。7~14人の里親研修が望ましいが最近里親志願者が少なくなっているという。委託するまでには7か月かけ、50%は家庭訪問によるアセスメントをおこなっている。

7. SACCS のスタッフ。

スタッフの多くは、一般の施設養育のキャリアを経てSACCSに異動し勤務歴20年以上のベテランと言われている。ソーシャルワーカーとしてのキャリアにセラピストとしての専門性も身に着けており、筆者らへの対応をみても共感性に富んだ人たちであった。児童精神科医や心理臨床家が治療チームにいないことを聞くと、医師は患者のプライバシー尊重の立場から、その診断内容について知らせてくれないので、スタッフは精神医学も学び、子どもの診断が出来ることもめざしているという。またセラピーを担うのは、アートセラピストやプレイセラピストで、これはサイコロジストではないこと、後者はプライドが高く、チーム治療にむかないということの一部のスタッフから聞いた。

定員60人以下の子どもに対して治療親を含めて175人の専門常勤スタッフがいるという

が、チームワークのよさは、ソーシャルワークに根ざした治療チームであるからか興味あるところである。

8. ライフストーリーワークについては、研究協力者 平田 修三が報告している

D. E. 考察と結論

第一年度は訪問見学することにより、重い被虐待児の治療的グループホームにあたる治療ハウスの実情を調べ、里親支援の場となるかを考えた。Mary Walsh は、これだけダメージを受けた子どもをすぐ里親委託することは、たとえ専門里親といわれる相手でも適切ではないことを強調し、里親委託の前に治療ハウスを利用することをすすめている。

日本では、SACCS の対象児で地域の学校にゆけなような子どもは、情緒障害児短期治療施設や精神病院が第一選択肢となっている。P.R.I.C.E(Protecting Rights In a Caring Environment) の技法が必要な子どもは児童自立支援施設にまわすという処遇がなされ、これまでは家庭的養護の対象として考えられてこなかった。英国では、1989年の児童法以降、どのような子どもにも家庭的養護が必要と努力がされていたが、日本ではこの分野でも大変遅れていたといえる。筆者はそうした子どもたちの25年にわたる経過を体験しているが、精神病院を経て、成人後は精神障害者の地域支援プログラムを利用せざるを得ない状況をたどることになった例がある。

日本のグループホームの現状は、6人の子どもに職員2人という条件は、非常勤スタッフが出入りするにしても、また問題の少ない子どもを対象とするにしても、子どもにも、職員にもあまりに厳しい条件である。

社会的養護下にある子どもこそ、愛着関係を築くために多くの専門的キャリアのある職員が必要であるということを、SACCS の治療親をモデルに考えてゆきたい。

また、治療親になるための研修を、日本の研修内容と比較することも次年度の課題としたいが、個人負担が大きくても、魅力ある仕事となっている背景についても今後の調査課題としてゆきたい。

SACCS は治療パッケージを行政に売り込む

会社という発想であるが、行政がそれを買ってくれるためには、たえず治療効果を報告し評価を受けなければならないというプレッシャーの中で仕事をしていることが感じられた。イングランドとウェールズの地方財政の支援を受けているので、経済不況があるとケースの依頼件数が減らされる心配も聞かされた。

今回は、訪問調査の聞き取り情報であるため、次年度は、招聘予定の SACCS 関係者より、財政基盤についての情報を得て、日本の治療支援システム構築への構想をねりたい。

本研究の最終年度には、日本で必要な重い虐待児を養育する里親支援の機関についてのパッケージをつくるが、まず、モデルとして治療的グループホームをつくり、施設や里親家庭で養育上の困難がある子どものケアを行い、再び同じ里親家庭かあらたな家庭に委託するシステムをつくってゆきたい。SACCS 本部の回復治療を行う場を新たに作る必要があるか、既存の大学や病院に治療センターを設置するか、パッケージ構想をまとめてゆきたい。

現在、関係者で治療的施設ケア（文献6）の翻訳をすすめているが、社会的養護が必要な子どものケアについての具体的なマニュアル書がない現状で、翻訳書がケアのレベルをあげることも期待したい。

G. 研究発表

学会発表

日本子ども虐待防止学会

第18回学術集会高知りょうま大会

2012年12月7-8日 予定

参考文献

1. Rose,R.&Philpot,T. The Child's Own Story—Life story Work with Traumatized Children— 2005 1-160
2. Rymaszewska,J.&Philpot T. Reaching the Vulnerable Child—Therapy with Traumatized Children—London: Jessica Kingsley Publisher 2006 1-144
3. Pughe,B.&Philpot,T. Living Alongside a Child's Recovery—Therapeutic Parenting with Traumatized Children— London: Jessica Kingsley Publisher 2007 1-144
4. Tomlinson,P.&Philpot,T. A Child's

Journey to Recovery—Assessment and Planning with Traumatized Children— London: Jessica Kingsley Publishers2008 1-160

5. Thomas,M.&Philpot T Fostering a Child's Recovery—Family Placement for Traumatized Children—London: Jessica Kingsley Publisher 2009 1-156
6. Barton S.,Gonzalez,R &Tomlinson P. Therapeutic Residential Care for Children and Young People— London: Jessica Kingsley Publisher 2012 1-287

参考資料

1. Induction timetable Part 1:Weeks1-3 Oct.3(Mon)~Oct.21(Fri.),2011
治療親研修プログラム
2. Glyndwr University FDA Therapeutic Child Care—Course information booklet
近隣大学での治療親の資格認定受講案内
3. Prospective Foster Carer(s) Report(FormF) England
SACCS のソーシャルワーカーJim Hamil (Director of Fostering) の里親アセスメントの1事例報告 25ページ
4. Children's Workforce Development Council (CWDC)報告書 2010
Exploring the experiences of living in a large group therapeutic community—the views of current and ex-residents(Jenny Carter)
5. Recovery Assessment Child 1
April20, April28, May5, August25, 2011
SACCS 治療評価報告書
6. SACCS 案内パンフレット
Treatment Services for Traumatized Children
The SACCS Guide to Personal Development
The SACCS Guide to Recovery
The SACCS Guide to Personal Development
謝辞
研究協力者 松平千佳先生には、英国調査に際してご協力いただき、春日明子園長には、日本のグループホームの抱える課題についてお教えいただき、兼井京子先生には、旧養育家庭センターの歴史の情報をいただき深く感謝いたします。

S 平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金
 (政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業)) 被虐待児を養育する里親家庭
 の民間の治療支援機関の研究

オーストラリア Lighthouse 財団年長児のための治療的ファミリーホームの調査報告

研究分担者 森 和子

研究要旨：

1997 年の児童福祉法の改正により、児童養護施設の目的に「自立を支援すること」という一文が明記された。しかし現実には、保証しなければならない年齢であるにもかかわらず、支援を受けることができない若者たちが少なくないことが明らかになってきた。日本の年長児の社会的養護の課題としては、①社会的養護を出た若者たちの居場所の不足（自立援助ホームなど）、②施設を離れた子どもの心の居場所の喪失、③思春期の子どもを養育する里親の困難性、等があげられる。

本研究では、日本の年長児の社会的養護の実態を把握した上で、オーストラリアの Lighthouse 財団で開発したプログラムの実践を見学するとともに、実務者から業務内容を聴取（2013 年 8 月）することにより、日本の年長児の里親養育や施設養育への示唆を得ることを目的として調査を行った。その結果、①社会的養護を受けた年長児の自立を可能にするための、治療的ケアの必要性の理解と、長期的に安心して繋がれる居場所の確保、②そのためにも、社会的養護が必要な年長児と養育者の双方に対するサポートシステムが整備された、年長児のための里親型グループホーム（例. 2 名くらいの養育者で数日間隔のスパんで交代勤務等）創設の有用性、③日本でも養育者の人材を養成し確保するために、治療的ケアプログラムを構築してセミナーを実施し、広く社会にも普及させていくことの重要性が示唆された。

A. 研究目的

1. 問題の背景

1997 年の児童福祉法の改正により、児童養護施設の目的に「自立を支援すること」という一文が明記された。児童福祉法では保護者がいない、または何らかの理由で保護者が監護できない社会的養護が必要な 18 歳までの児童の福祉は保障され、そこには自立の支援も含まれている。社会的養護厚生労働省（2008 年 2 月 1 日現在）の「児童養護施設入所児童等調査」によると、乳児院、児童養護施設、里親家庭、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の入所型の社会的養護の在籍人数を表したものが、表 1 である。0 歳から増え続け 15 歳で最高値になり 16 歳から減少していく。15 歳で

3356 人から 16 歳で 2163 人となり 15 歳で中学を卒業して自立していったという数だけではなく、高校中退などで施設から退所していった数も少なくない。つまり、自立せざるを得ない状態で社会的養護からはずれていく。

その後の児童の受け皿は、15 歳～18(20)歳までの児童福祉施設自立援助ホームがある。施設数は全国で 82 か（平成 23 年 10 月家庭福祉課調べ）あり、定員は 504 人であるが、現在の入所者数は 310 人で、社会的養護をはずれた人たちの数より少ない。また、不登校・引きこもりの人のための、15 歳から 20 歳までの人を対象とした大阪府子どもライフサポートセンター（児童自立支援施設の位置づけ）が、全国で 1 ヶ所あるが、定員 60 名（入所 45 名、

通所 15 名) である (平成 25 年 8 月末)。その他に、里親制度では、13~15 歳の里子が 696 人で、16 歳以上が 582 人 (平成 22 年度) と 114 人減少している。

現実には「義務教育を終えると就労・自立も可能とされる社会的矛盾がこれを支え」、「結果、入所児童に対しても義務教育終了を境に「自己責任」が大きく問われ、高校に進学できない児童、進学しても中退する児童、施設生活に順応できない児童に対しては、18 歳に満たなくても『社会的自立』を強いる施設」(早川,2013) が珍しくはないという。社会的養護の中でも、その保証しなければならない年齢であるにもかかわらず、すっぽりと支援が抜け落ちている子どもたちがいるという現実があることは多くの実務者からも指摘されている。自立が困難であるにも拘わらず、自立を強いられた人たちの問題は、近年問題になっている若者ホームレスの調査結果からも推察することができる。

若者ホームレスと家族の問題に対する聞き取り調査では、両親の元で育った人は半数に留まり、3 割が一人親に、1 割が養護施設等で育てられたことがわかった。彼らの多くがすでに頼れる家族を失っているという。家庭というセーフティネットがある場合は引きこもりになり、ない場合にホームレスになっていくと、いづれにしても若者が社会から疎外されていく状態であるといわれている。日本における、年長児の社会的養護の空白は、若者ホームレスの問題と直結していく課題である。年長児の社会的養護の課題が 4 点あげられる。

- ①社会的養護を出た若者たちの居場所の不足(自立援助ホームなど)している現状がある。
- ②児童福祉施設職員の離職率の高さから、施設を離れた子どもにとって職員との継続的關係が持てず、心の居場所(実家)がなくなる。
- ③複雑なトラウマを抱えた思春期児童に対応しながら、里親がひとり(夫婦)で養育するには負荷が大きすぎる。
- ④自立に必要な心理的ケア(トラウマ等)が、

支援の対象となっていない。

表 1. 児童福祉施設在籍人数

年齢	人数
0 歳	855
5 歳	1,976
10 歳	2,618
15 歳	3,356
16 歳	2,163
17 歳	1,896
18 歳以上	1,503

「児童養護施設入所児童等調査」

(2008 年 2 月 1 日現在)

2. 目的

本調査では、オーストラリアの Lighthouse 財団で開発したプログラムの実践を見学するとともに、実務者から業務内容を聴取(2013 年 8 月)することにより、実態を把握したうえで、日本の年長児の里親養育や施設養育への示唆を得ることを目的として調査を行った。

B. 研究方法

1. Lighthouse 財団の現地調査と、財団が主催した The International Conference of Attachment and Trauma Informed Practice 学会の参加により収集した資料と情報、および日本における年長児の社会的養護を行っている施設の訪問調査と先行研究を通して、日本の年長児の養育の問題点と改善の方法を検討した。Lighthouse Foundation 財団の住所は、13 Adolph Street, Richmond, VIC 3121 である。帰国後、日本における年長児の社会的養護の実態を把握するため、大阪府子どもライフサポートセンター(8月27日)、自立援助ホームあすなる(9月9日)とアフターケア相談所ゆずりは(9月17日)への訪問調査を行った。

2. Lighthouse 財団の現地調査の実施計画

訪問に際しては、Patric Tomlinson 氏のこ

紹介により、Lighthouse 財団からの訪問調査の承諾を得た。2013年3月より連絡を取り合い調査の計画を立て、8月10日に日本出発して現地に向かった。

3. 訪問調査内容と面接スタッフ

Lighthouse 財団の Rudy Gonzalez(Executive Director)と、12日からの訪問の打ち合わせを行う。Lighthouse 財団と The International Conference of Attachment and Trauma Informed Practice が行われる会議場の下見、ヴィクトリア州立図書館にて Lighthouse 財団とオーストラリアにおける若者のホームレスに関する資料と情報を収集する。児童や若者の相談窓口である Melbourne City mission の存在を知り翌日訪問してみることにした。

8月12日

A.M. : Melbourne City mission 訪問

メルボルン在住の12歳から25歳の児童と若者の相談窓口であり、緊急の短期的な保護施設が付設されている施設であった。City mission からの紹介で Lighthouse 財団のホームに入所するケースもあるということであった。

P.M. : Lighthouse 財団事務所訪問

East Richmond 駅のすぐ横にある2階建てブロック塀の建物が事務所であった。1階は主にケアラーの関係するスタッフがおおり、カウンセリングルームが2部屋設置されている。2階はリサーチや財務広報関係の職員がおおり、その他に大きな会議室が2部屋あった。

設立者のスーザン (Susan Barton) に挨拶後、会談する。スーザンは主に会長のような存在で、現在実務には直接関わっていなかった。講演、募金集め、ホームの若者や職員への気配りなどとてもきめ細やかに行っていた。

事務所内の職員を紹介される。

事務所の責任者である Rudy Gonzalez (Executive Director)と研修や外部機関との調整をしている Luci Klendo (Learning and

Development Manager)からオリエンテーションを受ける。



1) Lighthouse 財団事務所の概観



2) 創設者 Susan Barton と事務所内